

## 福祉教育常任委員会

平成22年3月16日(火曜日)午前10時開会

### 出席委員(8名)

委員長	山本 是るひ 君	副委員長	岡本 真芳 君
委員	松田 寛人 君	委員	眞壁 俊郎 君
委員	齋藤 寿一 君	委員	人見 菊一 君
委員	東泉 富士夫 君	委員	菊地 弘明 君

### 欠席委員(なし)

### 紹介議員(なし)

### 説明のための出席者

保健福祉部長	平山 照夫 君	参事兼 福祉事務所長	荒川 正 君
社会福祉課長	成瀬 充 君	社会福祉課長 補佐	会田 裕司 君
子ども課長	荻原 伯巳 君	子ども課長 補佐	小泉 信三 君
児童家庭係	藤田 一彦 君	高齢福祉課長	鮎瀬 正 君
高齢福祉課長 補佐	柳崎 修造 君	介護管理係長	塩水 香代子 君
介護認定係長	川嶋 寿美子 君	保険課長	齋藤 正幸 君
保険課長補佐	橋本 悟 君	黒磯保健セン ター所長	菊地 彰 君
市民課長	深堀 博 君	市民課長補佐	大島 厚子 君
戸籍係長	沼野井 孝子 君	保健福祉課長 補佐	君島 幹朗 君
市民生活課長 補佐	相馬 重富 君		

### 出席議会議務局職員

書記 稲見 一美 君

### 議事日程

1. 開会
2. 委員長あいさつ

### 3. 審査事項

#### 〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長あいさつ

#### 〔市民課〕

- ・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算

#### 〔社会福祉課〕

- ・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第27号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・陳情第1号 社会的セーフティネットの拡充に関する陳情書

#### 〔子ども課〕

- ・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算

#### 〔高齢福祉課〕

- ・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第17号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計予算
- ・議案第32号 那須塩原市シニアセンター条例の一部を改正について

#### 〔保健課〕

- ・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第15号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計予算
- ・議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

### 4. その他

### 5. 閉会

開会 午前 9時57分

開会及び開議の宣告

山本委員長 皆様おはようございます。

きょうはとても春らしくなってきました。  
3月定例会の常任委員会にご出席いただきまして、  
大変ありがとうございます。

審査の日程のほうはお手元に配付の次第のとおり  
でございます。

ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたし  
ます。

今定例会では当常任委員会に付託された案件は  
条例案のみで、一般会計及び特別会計予算案5件、  
陳情2件の計11件でございます。

各委員は慎重の上にも自由な審議をお願いいた  
しますとともに、円滑な進行にご協力いただきま  
すようお願いいたします。

保健福祉部の審査 午前 9時59分

山本委員長 それでは保健福祉部の審査を始めた  
と思います。

審査に先立ちまして、平山保健福祉部長からご  
あいさつをいただきたいと思います。

平山保健福祉部長 (挨拶。)

山本委員長 ありがとうございます。

議案第13号の説明、質疑、討  
論、採決

山本委員長 それでは、まず最初に市民課関連の  
常任委員会の審議を行います。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予

算を議題といたします。

最初に、執行部の説明を求めます。

深堀課長。

深堀市民課長 (議案第13号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、ご意見等ございますでしょ  
うか。

眞壁委員。

眞壁委員 今の件なんですけれども、旅費の関係  
で、職員の何名とか、どういう形でやるのか、  
もしお考えがあれば一つお願いします。

山本委員長 深堀課長。

深堀市民課長 現在、市民課14名、職員がいるん  
ですけれども、そのうち市民係が7名います。  
それで市民課としては両方足しまして、職員を  
プラスしてもらいたいということで要求をして  
おります。1名プラスということで要求はしてお  
ります。

山本委員長 ほかにございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 外国人のほうの関係なんですけれども、  
今現在外国人が何名ぐらい登録されているのか、  
あと、できれば国を教えてくださいと思います。

山本委員長 答弁をお願いいたします。

深堀課長

深堀市民課長 現在ですね、外国人は2,397名、  
今のところいます。これ2月28日現在です。それ  
で国なんですけれども、一番多いのがブラジルで  
すね、これが約28%占めております。それからフ  
ィリピンが17%、中国16%、インド11%と、その  
次にタイが6%、そのあと韓国ですね、5.4%、  
ペルー5%、米国が1%、あとはベトナム、イン  
ドネシアですね。こういったところですね。以上  
が上位10位の国でございます。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 人数的に何年か先にふえているのか、減っているのかという条件がもしわかったら。外国人の登録者の人数が、ここ数年。

山本委員長 課長。

深堀市民課長 16年度から見てみますと、若干減るような傾向にあります。そんなに大きくは変動はないんですが、16年度が2,505人いたんですが、その後、17年度になりまして2,652人、そのあと減る傾向にあるんです。20年度は2,460人ですね。ことしの2月現在では2,397名ということで、若干減るような傾向になりました。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

松田委員。

松田委員 この簡単なあれなんですけれども、旅券ですか、これ今までの発行期間ですか、発行期間というのはどのくらい短縮されたんですか、かなり早くなった。

山本委員長 課長。

深堀市民課長 県のほうに確認しましたら、今まで申請をして、休日を除いて、10日間ぐらいかかっています。それが6日ぐらいになるというようなことで、3日ぐらいは短縮になるというふうなことでございます。実際にはそんなこと、10日といっても、もう少し早く届く可能性もあるわけですが、そんな現状でございます。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等を、これで終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、討論はないようですので、これで終了いたします。

採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに  
ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第13号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

ありがとうございました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、市民課所管から何かございますでしょうか。特にございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ここで市民課長の深堀課長、ことして退職ということで、一言ごあいさつ、お願いいたします。

深堀市民課長 (挨拶。)

山本委員長 それでは、委員の皆様何かございますか。

それでは、これで市民課関連の審査を終了いたします。

ここで、執行部交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

山本委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、次に社会福祉課関連の審

査を行います。

議案第13号 平成22年那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

成瀬社会福祉課長（議案第13号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました、

委員の皆様のご質疑、ご意見等がございますでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 かなりボリュームがあるんで、あれなんですけど、13ページの民生費県補助金の中で、先ほどご説明があった障害者自立支援特別対策事業の補助金でありますけど、3メニューの一つが4分の3の補助、1メニューが10分の9、このメニューの内訳をちょっとお知らせいただきたいというのと。

あとページ、20ページ、行旅死亡人の雑入のほうで、行旅死亡人の取り扱い弁償費ということで、10分の10の補助をというか、予算が出ておりますけれども、これは何人を予定しているのか、あるいは昨年の実績も踏まえてお知らせをいただきたい。

またページ、46ページでありますけれども、先ほど、今回東泉委員が一般質問でもかけておりましたけれども、景気対策緊急強化事業の中で、今回カウンセラーを県のほうから派遣されるという話を今説明で受けたんですが、県カウンセリング協会のほうから依頼されるということなんですけど、こういう相談事をされる方にとっては多分来られれば、1度あるいは2度、3度というふうに通ってくるのかなというのが想像がつくんなんですけど、この県カウンセリング協会の派遣というのは那須塩原市には、この方がという、固定で来るものなの

か、あるいは途中で派遣の人が変わってしまうのか、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

あと47ページですが、重度障害者住宅改造成事業の150万円というのが予算計上されておりますけれども、これは何人を予定して、1件に当たり限度額というのは幾らかお聞かせを願いたいと。

最後になりますけど、最後の55ページで、生活保護費が1億5,000万ふえているというのは、単純に人数なのか、あるいは昨年の実績から、こういうふうには1億5,000万の計上をしなければ足りないというものなのか。

以上、5点についてお伺いしたいというふうに。山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 それでは、順次お答をしていきたいと思っております。

まず歳入の自立支援特別対策の臨時交付金でございますけれども、先ほど4メニューということで申し上げました。まず事業運営安定化事業というものがございまして、これが4分の3でございます。移行時運営安定化事業というものがございまして、これが10分の10でございます。それと通所サービス等利用促進事業がございまして、これが4分の3です。それと新事業移行促進事業というものがございまして、これが4分の3ということになります。

次に、行旅人でございまして、行旅人の死亡関係につきましては、毎年5人を計上してございます。今年度、今まで3人、ちょっと正確なすみません、3人ぐらいはいたかと思っております。

それと自殺の県のカウンセリング協会にということになりますけれども、基本的には固定をしていただくということで、那須塩原市担当はこの方ですというふうなことで、県のカウンセリング協会と話をしておるところでございます。

それと住宅改造でございますけれども、住宅改造につきましては限度額が30万円になっております。それで5軒分を見ております。これ30万円なんですけれども、いわゆる住宅改造に係る経費の4分の3、それと30万円が限度というような取り扱いになっております。

それと生活保護でございますけれども、生活保護につきましては、12月の補正で10億のところを1億5,000万補正をさせていただいたところであります。そのようなことで、決算ベースによる見込みということで1億5,000万増加をしたというものでございます。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑、ご意見等はございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 生活保護の関係なんです、今の予算づけにしては、決算ベースという形でございましたが、要件とか条件とか、国から出た分は決まっているものだと思うんですが、この辺の変更というのは何かあったんですか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 生活保護の要件につきましては、生活保護法というものがございます。これに基づいて運営をしておりますので、毎年多少の変更はございますけれども、大枠そのものについては変更はございません。その方向に基づいて実施をしております。

山本委員長 ほかにございますか。

菊地委員。

菊地委員 自殺対策のことなんですけれども、カウンセラーの方がおいでになって、相談を受けるということになんですけれども、この相談に行くということは、そういう気持ちがあるから相談に行くと思うんですけれども、カウンセラーの方に

話を聞いて、要するにその後の対策というか、これらはどのように、ただカウンセラーの話を聞いておしまいになってしまうのか、その辺はどのように考えているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいというふうに。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 いわゆる自殺を企図としているといいますか、そういう方々が相談に行くというものは何らかの理由がおりになると思います。一番多いものがうつ的なものというふうに言われておりますけれども、最近はそれに経済の問題というものがやはりクローズアップをされております。そういった中でカウンセリングをした中で、どちらに原因があるのかというものによりまして、それらの要因において、例えばうつ的なものということになれば、いわゆる保険センターとか、保健師なんかと係をとりながらフォローアップしていく。経済的な問題ということでしたら、最終的には生活保護というふうな形にもなってまいりますけれども、就労支援とか生活保護に関する相談に応じていくというようなことで、いろいろなそれらの動機づけになる原因がわかれば、それに対する各おのおののフォローアップができるのではないかと考えておるところでございます。

山本委員長 東泉委員。

東泉委員 生活保護事務推進費という中で生活保護自立支援ということが予算に含まれておりますけれども、自殺と、今言った関連があるのかなと思うんですけれども、この自立支援についての行政の考え方というか、内容を教えてください。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 自立支援事務推進費でございますけれども、今は生活が苦しいということで相談の窓口に来たときには、市の職員いわゆるケー

スワーカーがその都度、対応しております。いろいろなお話を聞きながら、その場で生活保護につながる場合もありますし、ある程度の貸し付け等をしながらとか、その方にとって、どのようにしたらいいかというふうなことを今ケースワーカーがやっているわけでありましてけれども、それを専門の相談員ということで、ある程度知識を持っている方が専門的に相談に乗ることによって、少しでもいい流れにもっていけるような形がとれればというようなところで、生活保護の自立支援というものもふえました。

特にケースワーカーは1人で60件、70件の担当を持っておりまして、そういった中で、なかなか窓口に対してのフォローというのができないこともあります。そういった中で自立支援を受けることによって、専門の相談をするということで、少しでもその方の自立につながるような助言ができればというような形で、自立支援というものを新たに設けたものでございます。

山本委員長 東泉委員。

東泉委員 よくわかりました。

これから今、なかなか雇用の問題が大変、若い人でもない、そういう時代に入ってきましたね。そういった意味で、どうしても仕事を見つけても年齢が若くても、本当にあらゆる手を尽くしても仕事が見つからないと。生活に行き詰ってしまうという場合は今までと違ってあれですか、以外と生活保護を受けられる枠というか、それは金が足りてきているんでしょうか。その辺の関係というか、いろいろ今の自殺の関係と、非常に私は金を使うと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 基本的に生活保護の趣旨そのものは、過去の経過とかそういうものは全く問い

ませんので、現在例えば食うものもないというような形になれば、別に振り分けるとかそういうことなく、いろいろな調査とかそういうものはいたしますけれども、現実問題として預貯金もなし、扶養親族もないというような形になれば、それは法にのっとって適正な生活保護を受けさせるというような形でやっております。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

人見委員。

人見委員 3款1項1目の中の、課長のほうから説明があった民生委員関係、44ページ、今回4名の新たな民生委員がふえたという関係等についての説明、それと今東泉君のほうからあった関係の生活保護費関係で扶助費の対象者540人、さらに人員関係では735名というような次第があるわけなんです。これらの支給する段階での審査等について、どういう方向、何回か聞いているから、内容についてはわかっているんですが、非常に今厳しい社会情勢の中で、余りにもひどいんじゃないのかというような批判の声、いい面での声じゃなくて、支給されている流れがちょっと問題があるというようなことが聞かされるのがあるのわけなので。2点についてお聞きします。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 まず民生委員の関係でございまして、民生委員につきましては各地域に民生委員の方がいらっしゃるわけでありまして。法律のほうでは一般的に170世帯から360世帯の範囲で1人というような位置づけになっております。今回4名お願いするのは、黒磯地区で400を超えているところが5カ所ございます。そのような形で400を超えているようなところについては区分けをして、その適正な範囲に入れましょうというような形でしております。それで1名余るわけですが、余ると言い方は悪いんですけども、

塩原地区でかなり小さいブロックがございます。  
そのようなことで塩原地区を1名減らしまして、  
合わせて4名を増加するという内容でございます。

それと生活保護でございますけれども、生活保護の流れにつきましては、まず電話とか来所しての相談がございます。そういった中で本人に申請の意思があれば申請は必ず受けるというような形になります。申請を受けた後、当然生活保護というのは最後のセーフティーネットという位置づけでございますので、まず預貯金があるか、生命保険があるかというふうな調査をいたします。それとあわせて親族に対しましての扶養義務調査というものをいたします。これは本人がいて、親、きょうだい、子ども、孫までですね、必ず調べて調査をいたします。あともしくは資産の活用ということで、例えば土地なんかを持っている場合には、それをまず売ってお金に充ててくださいとか、そういうような指導をいたします。そういったもろもろの指導した中で、最終的に生活保護の基準を下回る収入しか得られないといった場合には、生活保護が適用になるというような形になります。

先ほど委員のほうから話がありました、そのような方なら何で受けているんだというふうな事例も、現実問題、匿名等で私どもに相談がある場合もございます。そういった場合にはケースワーカーが出向きまして、生活保護の趣旨を再度説明して、やはり回りのほうから疑念を持たれないような生活態度というようなことで指導はしておるといことでございます。

当初申し上げましたように、今困っている方はやはり生活保護制度で何とか生き延びていってもらわなければならないというような形がまずあるものですから、1回なってしまいますとなかなか自立ができないというのも現実でございます。

以上です。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

菊地委員。

菊地委員 民生委員のことなんですけれども、正直なところ、例えば私どもの町内は隣の宮町の大島さんという方は民生委員なんですけれども、民生委員がどなたであるかというのがわかっていない町内がたくさんあるんじゃないかと思うんですよ。ですから、これ例えば独居老人とかそういうようなことにも関係してくるわけで、民生委員の方は多分1カ月1回は何か報告書を提出するとか何とかとなっていると思うんですけれども、今言うように民生委員の方の、この町内はこの方ですよというような、そういうこともしているのかなと思うんですけれども、その辺の方向というのは、どのようにしてなさっているのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 民生委員につきましては改選が3年1度にあるわけでございます。そういった中で、広報で各地域で例えば黒磯地域であって、細かく、昔の大字ごとぐらいの地区単位がございます。あと電話番号が何番ですとかというような形で広報はしてはおります。ただあと、また変更があったときの広報ですので、毎年広報しているという状況ではございませんけれども、改選等があった際には全部、昨年、前回ですと204名の方の全員の名簿を広報等で市民の皆さんにはお知らせしていると状況でございます。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 よくわかりました。

一番心配なのは独居老人の方ですか、この方は当然緊急システムとかなんとかということで、隣の方とかそういう方に頼んでやっているとは思いますが、どこまで把握しているかというのはちょっとわかりませんが、今独居老人

の方は非常に多いわけでごさいます、そういう方がいろいろなことがあったときに民生委員の方に頼らなければいけないというような状況になると思うんですけれども、その辺のところは私もいろいろ耳にはしているんですけれども、当然民生委員の方もいろいろご努力なさっているということとはよくわかるんですけれども、やはりまめに自分の担当している地域は、私は目を配っていただきたいなと。そして、そこには当然行政連絡員さんですか、昔でいう区長さんがいらっしゃるんで、そういうところもたまに顔を出して、情報交換したいのを私はしていただくと、よりきめ細かな情報が入るのではないのかなと思っておりますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいということで、これは要望ですので、よろしくお願ひします。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 さっきの民生委員の話の人見委員の説明の中で、1ブロックが少人数というか、地域であったために、それの方を黒磯に回して5地区の穴埋めをして4人増員したと。その塩原地区でブロックの方が地域でなくなった地域と、あとその地域をどの民生委員さん、どのブロックの民生委員が担当するのをお聞かせ願ひしたいのが1点と。

あと次の46ページの先ほど自殺対策で、これもあれしたんですが、一番敏感なところでカウンセリングを受けに来る方、この窓口をどのように対処していくのか、空き部屋というか、個室にするのか、窓口では相談できないでしょうから、その2点をお聞かせ願ひしたいと思います。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 まず民生委員の塩原地区でごさいますけれども、中身については一応単位民児協が塩原地区で全部で23人おりますので、その中で協議をとということでは考えております。また一

番今少ないのは上塩原地区が少ないということで、今の予定ですと中塩原と上塩原で、今1人ずつおりますので、それから統合して1つのブロックというような形になるのかなということで、最終的には単位民児協の中で決定をしていただくような形になりますので、現在民生委員21の、主任児童委員2人なんですけれども、それが22ということで、1名減というような形で考えております。

それと、カウンセリングの件でごさいますけれども、当然今委員おっしゃいましたように、窓口ということは全く考えておりません。具体的な場所というのがまだ決定はしておりませんが、これも全く離れた、個室というのは当然予定はいたしますけれども、個室のどのような場所がいいか。いわゆる来やすい場所がいいのか、全く隔離されているのがいいのか、全く隔離されていると、それだけの目的のためというふうにとられやすいという面もあるかと思ひます。いっぱいいる中で紛れてすーっと行っているところも考えられるのではないかとということで、それについては一応候補としては、例えば、「いきふれ」とか長寿センターとかというような形になるかと思ひますけれども、まだ具体的にその辺ちょっとカウンセリング協会と詰まっておりますけれども、当然個室でというようなことで予定はしております。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 その点、今課長のお話のように本当に敏感に難しいと思ひますよ。自殺対策相談室みたいなだと、そのために来たと、回りから見られますし、それかといって、公、全く個室だと本当に難しい出しようし、その辺十分に配慮して決定をしていただきたいなというふうに思ひます。

以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 生活保護の関係なんですが、予算で1億5,000万ということで、当然業務のほうもふえているんだと思うんですが、この辺の職員の関係の人数的なことを、あと仕事の、どのような状況、ちょっときついというのかどうか、そんなところで、お話を。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 現在ケースワーカーが8人です。それにいわゆるスーパーバイザーというのが査察指導員というのが1名おります。9名で対応しております。21年度、概算で1名はふやしていただいたという状況でございます。業務といたしましてはなかなか、日中につきましては相談に窓口に来られる方が多いので、その辺の対応をしなければならぬというような状況が多々見受けられます。そんなことで、そのときの相談記録とか訪問をした際の記録というものが、どうしても時間外を利用して対応せざるを得ないというような状況になっておるというのも否めないところでございます。ただ、ケース的には1人に余り過重にならないように、平均になるようにケースワークをするというような形での対応はしております。状況でございます。

以上です。

山本委員長 ほかにございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 そういう中でぜひ厳しい仕事をしているんで、人的なものをぜひ対応のほどを、課長、要望としてはお願いしたいと思います。

以上。

山本委員長 ほかに何か。

松田委員。

松田委員 先ほどの民生委員なんですけれども、地元駐在所さんとも、警察官とも、関係というかそういう情報交換というのはしているんでしょう

か。それだけ。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 警察官との特別な関係というのはされてないかと思えます。どこの地区も年6回とか月1回とかということで、定例会を開催いたしまして、それでいろいろな情報交換をしております。そういった中で、こういうケースについては警察の方に連絡して入っていただく必要があるというような形になれば、それは警察官とありますけれども、定期的にやっているというのは地区によって、あるかもしれませんけれども、そんなに常に連絡をとっているというのではないかというふうに感じております。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見ありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等これで終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないということですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第13号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

山本委員長 ここで途中ではございますが、10分間休憩をとりたいと思います。

休憩 午前11時07分

再開 午前 1 1 時 1 5 分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 次に、議案第 27 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

成瀬社会福祉課長（議案第 27 号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 今の生活保護自立支援委員の主な仕事というか、役割というのを今説明でよくわかったんですが、この自立支援委員の選定の仕方という方法ですね、お聞かせ願いたい。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 これにつきましては、議案質疑にときには部長のほうからお答えいたしましたけれども、生活保護と言われる社会福祉全般に、ある程度の理解がある方ということでございます。そういったことでなかなか一般の方にもちょっと難しい面があるのかなということで、市職員 O B とか県職員の O B 等で適当な方がいればお願いしたいということで考えております。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第 27 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第 27 号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

陳情第 1 号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 では、続きまして、陳情第 1 号 社会的セーフティーネットの拡充に関する陳情書を議題といたします。

最初に、近隣の状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

稲見書記。

稲見書記（陳情第 1 号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、執行部でのこの陳情に関して、どのような考えですか、お伺いいたします。

課長。

成瀬社会福祉課長 お手元にちょっと配付しました離職による住宅等にお困りの方に対する各支援ということで、この陳情書の内容そのものがこう

いった各種の支援が、ご覧になっていただければわかるんですけれども、物によってはハローワーク、物によっては地方自治体、または社会福祉協議会というようなことで、これらを1カ所に集めてやってはどうかというような趣旨のものというふうに考えております。これにつきましては、この各種の制度につきましてはやはり昨年度、国の第二次補正でこのような方々に対して各種の支援をしていこうというようなことで、方針が打ち出されたところでございます。

実際、昨年11月30日に国においては主要なハローワークにおいて、ワンストップサービスというものを試行という形で行いました。ハローワークのほうに社会福祉協議会の職員、市の生活保護担当の職員が一緒に行って、流れるに行くようなというようなことでなされたものでございます。そういった中で、その後の動きというものがなかなか目立って動いていかないというのも実情でございます。

そういった中、厚生労働省からの情報でありますけれども、ハローワークに住宅生活支援のアドバイザーというものを4月から置くというような形が打ち出されてまいります。これにつきましてはいわゆるセーフティーネットへのワンストップサービスを円滑に実施するための措置ということで、予算では12億円を計上したというふうに出ております。このアドバイザーの主な仕事でございますけれども、利用者の方が受ける支援内容によって、ハローワークとか自治体とか、社会福祉協議会というふうに分かれておるといふ形なものですから、このアドバイザーの方々が実施機関への的確な誘導を行うというような内容のものでございます。

具体的には、例えば住宅手当をハローワークに相談に行けば、ハローワークのほうから市役所あ

てに、こういう方が来ましたというようなことで、文書が来る仕組みになっております。あわせて生活保護の相談でこういう方がまいりますというふうになれば、生活保護の相談にかかわる確認表というものが送られてくるというような形になっております。そんなことで、基本的にワンストップサービスというシステムそのものは大変結構だと思いますけれども、市の職員もそちらに張りついていなければならないというような事態も予想がされます。そのようなことでありますので、このワンストップサービスそのものについては非常に利用者の方々にとっては使い勝手のいいというふうには理解をしておるところでございますけれども、なかなか役所の体制として進めるというのは難しい面もあるのかなというふうにはちょっと考えておるところでございます。

それと、生活保護の制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障ということでございますけれども、これを読ませていただいて、国の責任において運用改善、実施体制の確保という、ちょっと意味合いがなかなかわかりづらいもあつたところであります。あと、確実な財源保障というものは、先ほども申し上げておりますけれども、4分の1においては、各地方自治体の一般財源を充てているというような形でございますので、これは財源保障を国でやっていただければ、それに越したことはないというような形で現在考えておるところでございます。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の質疑、ご意見を許します。

眞壁委員。

眞壁委員 質疑じゃないですが、意見ということ

でお願いします。

今の経済雇用情勢につきましては、2008年の秋ですか、リーマンショック以降ですね、非常に日本の経済状況は大変厳しい状況ということでございます。また国においてこういう状況の中で本当いろいろな経済雇用対策を実施しているところでございますが、生活の実感としては、なかなか私たちに目に見える形で見えてきているという状況ではないかと思っております。

そんな中で、昨年10月から、先ほど執行部のほうからも説明がありましたが、こういう国の生活対応しているということでございます。まさに窓口のワンストップというのは本当厳しい人が、あそこの窓口に行っているいろいろなお願いをするのにまた違う窓口に行くというのは、やはり市民にとっては大変なことだろうと私は思います。ぜひ市の職員のほうの対応はちょっと厳しくなるかもしれませんが、基本的には非常に私は市民に向かってという意味では非常にいいことだと思います。

まずそれが1点、もう1つが生活保護の関係でございますが、ちょっとこの文書でちょっと読み切れないというようなお話もあったんですが、特に運用面については国は余り運用面にどうのこうのという言い方は多分してないんだと思うんですよ。以外にいろいろな生活保護の関係で、給付がもらえなかったとか、さっき人見さんが言ったようにもっているのはおかしい。こんないろいろな問題があって、結構出ているところでございます。

特に運用面については、市町村の運用がかなり大きく私は出ているんじゃないかと、このように思っております。そんな中でやはりしっかり国が運用面についても、市町村が非常に動きやすいような運用をやるのはいいことかなと思っております。

また、財源の確保についても大変今国としても厳しい状況でありますので、まさに生活保護制度というのは最後のセーフティーネットであります。東泉議員から自殺のお話も、一般質問もありました。やはり命を守るという大変大切な制度でありますので、国へのご意見を出すのはいいことだと思います。

以上でございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

菊地委員。

菊地委員 再度なんですけれども、ワンストップになったときの市の体制といたしますか、そこが非常に厳しいというんですけれども、そのところをもうちょっと詳しくお知らせをしていただきたいということと、市の財源の確保というんですか、この辺のところの考え方をもう一度、すみません。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 先ほど申し上げましたのは、ハローワークがその全体的な相談の窓口になっておりまして、そこに社協職員、市の生活保護担当職員が詰めているというような状況になるかと思っております。お客様が来て、生活保護相談につながる方、またいわゆる貸し付けにつながる方ということで、人によってケース・バイ・ケースが考えられます。そういったことで厳しいと申し上げたのは、相談者が来てすぐ生活保護につながるケース、つながらないケース、相談、このワンストップサービスではそこで申請の受け付けというまでは想定はしておりません。相談をまず受けるというような形でございます。そういったことで、何日間になるかわかりませんが、ずっとこう職員がそちらに行って詰めていなければならない状況、この日に相談やって、何人かの相談者がいらっしゃるからというふうな形でも、ある程

度わかればその辺の対応というのは、ある程度可能な部分があるのかなというふうには感じておりますけれども、いわゆるいつどういう方が来るかなかなかわからない状況で職員をずっと貼り付けておかなければならないというところに若干の難しさがあるのかなということで、お答えをさせていただいたものでございます。財源的なものそれに対する補てんというものが特段、今のところ示されておりません。

山本委員長 菊地委員、お願いいたします。

菊地委員 もう1点。この陳情については私はいいんじゃないのかなというふうに思っているんですけども、そういう中において今おっしゃった市の職員のことですか、それから職員を張りつけておくための財源的なことを、例えばこのところに盛り込んで意見書を出すことができるのかどうか。

市で今おっしゃるようなことが解決できれば、私は何ら問題がないと思うんですね。やはり今言うように当面、いつなるかわからないような日数的に張りつけておくということは、きっと大変なことだと思うんですけども、そういう保障等が可能であれば張りつけることは可能んじゃないのかなというふうに思うものですから、やはり市で新たに対応するためには、やはりそれなりがこの中に盛り込まれていけば安心していただけるのかなというふうな思いがあったものですから、そういうものが可能であれば、私はいいんじゃないのかなというふうに思ったものですから。私の意見です。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 本市の場合に八ローワークが黒磯と大田原にあるわけですね。ですから、そういったところで両方で開催するという形になれば、最低でも2名の職員がというふうなことも考えら

れますので、そういった面も含めてなかなか厳しい、いわゆる人的な面からもということでの意見として述べさせていただいたところでございます。

話出ていますけれども、市民の皆さんにとっては一度で済む話でございますので、そこは本当にいい試みというふうには考えております。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 矢板で採択されているんですけども、内容的にはどうなんでしょうか。

山本委員長 議事調査係長。

稲見書記 意見書案も同時に示されておりまして、そのとおりに採択がされております。

まだ配っておりませんが、決定をしたら配ろうと思っているんですけども、その意見書案の中には2つ項目がありまして、そして といまして、生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制を確保及び確実な財源保障を行うことというふうに入っているの

菊地委員 この分ね。今後ね。

稲見書記 はい。

菊地委員 あと1番は。

稲見書記 1番は、雇用と住居を失ったものに対する総合支援策をワンストップサービスとして、迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と恒久的な制度化を行うと。

菊地委員 このとおりだね。

稲見書記 財源の部分は2のところには記述されているということだと思います。

山本委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 この陳情でありますけれども、確かに市民にとっては大変窓口が4つも5つも受けなければならぬというところから、ワンストップと

いうことで、非常に便利で、しかしながら、今執行部の意見等を聞きますと、やはり人的な費用あるいは経費がかかるという話でありましたけれども、この陳情書、今言われるように、最終的に採択された場合には意見書を出す。その中にも当然今読まれたように国の責任においてという部分の運用の改善、あるいは財源確保をしようとするということのような文言の陳情書でありますので、採択する分には何ら問題ないのではないかというふうに自分は思うわけです。

山本委員長 ほかにご意見、質疑ございますか。  
菊地委員。

菊地委員 私も採択することには何ら問題がないと思うんですけども、その採択の経過の中で、今、市の方からお話があったようなことはぜひともその中で述べていただきたい。そして文面的にはこれでよろしいと思います、私は。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので討論を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、討論がないようですので、採決いたします。

陳情第1号 社会的セーフティーネットの拡充に関する陳情書を採択することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、陳情第1号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、社会福祉課所管から、その他何かございますでしょうか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、これで社会福祉課関連の審査を終了いたします。

ここで、執行部交代のため暫時休憩といたします。

ありがとうございました。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時41分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 次に、子ども課関連審査を行います。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

荻原子ども課長（議案第13号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

それではご説明だけでしたが、この後、1時まで昼食のため休憩したいと思います。

1時から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 零時59分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、子ども課の一般会計予算の説明をしていただきましたので、ここで委員の皆さんの質疑をして、ご意見等をいただきたいと思います。

人見委員。

人見委員 52ページの2項4目の子育て支援費、よく見てみますと、子育ての相談をしている利用者、これはどの程度いるわけですか。予算的に696万4,000円というのは何人位の臨床心理士等がいるのか、この点について。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 まず利用状況ですけれども、子育てサロンの利用状況についてお話したいと思います。20年度の実績としまして、開催場所がいきいきふれあいセンターの常設サロンと出張サロンあるいは公民館、保育園等の場所等で18カ所で行っておりまして、開催日数が延べで897日、人数にしますと延べで1万9,102人というような実績でございます。

それから担当者、人数ですけれども、アドバイザーの臨床心理士が1人でございます。そのほかに保育士3人が臨時として担当しております。それから正職員は所長を含めて4人の正職員を配置しております。

山本委員長 人見委員。

人見委員 897人、延べ1万9,000人と、そういうことなただけけれども、常時出張所は18カ所は同時じゃないと思うんだけれども、それぞれの地域の中に行って、問題がある子どもに対する指導という形だと思っただけけれども、実質そうした指導を受けるために親子で、趣旨で行ったと思っただけけれども、そういう中でこういう傾向があるからと

いうことで、市のほうの審査というのが、そういう中で出された人が、完璧に100%出席して指導を受けるといっているのかどうなのか、そこら辺をちょっと。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 この子育てサロンというのは、こちらが指名して通知して集めてというのではなくて、利用希望者が自由に来ていただいてというようなことです。ですから子育てに関する悩みがあるとか、そういったことの相談に乗ってあげる、あるいはそのサロンに集まって子育て世代、親同士の交流を持つとか、そういうためのサロンでございます。

人見委員 じゃ、勘違いした。たまたま過去に、行き成りでそういう政策というか指導を受けるといって格好のあれがあって、たまたま紹介したことがあるものだから、それがこういうふうになっているが、大変あれだなという感じがしたんだけど、具体的にはおれが考えてしゃべっている人が全く違っているわけ。

平山保健福祉部長 いや、別のあれで、子育ての中でもまたやっているんです。それはまたいいんです。

サロンは一般の人がいろいろ来て、子育ての悩みや相談やらを含めてやってもらう。そのほかにまたありますから、虐待とかも含めて。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 今部長が申したように、一般的な子育ての相談業務のほかに、児童の虐待防止関連の業務も行っておりまして、その虐待の通報があったときに、要保護児童対策地域協議会というような組織があるわけですが、そういったところの関係機関の担当者が個別定例会あるいは個別ケース検討会ということで、そういう虐待のおそれがあるというような情報に対しまして、ど

ういかかわりを持っていくかというふうな会議を持って、児童相談所とか保健センターと関係して適切な対応をとっていくというような、そういう業務もやっております。

人見委員 それらの利用状態というのを。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 これ20年度の実績ですけれども、一般の通告を受けたものが8件ございました。それからそのほかに虐待の進行管理ということで、決してその虐待通告を受けて、それで対応して、それで終わりということではなくて、場合によっては何年も継続してかかわっていかなくてはならないという場合もありまして、その20年度1年間でかかわった件数が全部で264件あったというような感じになってございます。

その中身ですけれども、まず通告があった8件のうち、身体的虐待が1件、心理的虐待が4件、それから育児放棄、ネグレクトが3件というのを挙げてございます。それからずっとかかわってきていました264件ですけれども、身体的虐待が45件、心理的虐待が83件、ネグレクトが130件、性的虐待が6件というような内訳でございます。

山本委員長 ほかにございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 50ページが一番下の民間育児サービス対策事業の関係と、あと52ページ、認可保育園の運営費と建設費ですか、これについて補助金で出しているのと、補助金かな、これ委託料ですかね、こういう基準というのがあるのかどうか。あるんでしょうけれども、ちょっとその辺、詳しくですね。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 まず建設費ですけれども、民間の認可保育園の建設費に対しましては、建物本体に対しまして国の基準があります。その面積とか

定義とか、それに合わせて基準ができていまして、建設費そのものではなくて国の基準となっております。失礼しました、少々待ってください。

国は補助基準額に対し国が2分の1でございます。市が2分の1ですよ、国と同額という形で。眞壁委員 全額建築費ができたときに、それで賄ってしまうというわけじゃないですよ。

荻原子ども課長 違いますね、はい。

眞壁委員 それがどれくらい、大体言ってもらえますか。ちょっとイメージ的に。

小泉子ども課長補佐 全体の事業費でいくと、補助、国が3分の1、市が3分の1、それから事業者が3分の1というぐらゐの理解、費用負担分になります。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 あと委託料になっていますよね、これ。この関係というのはどういう基準というか。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 これも国の基準がありまして、年齢ごとに基準があります。保育単価としまして、基本額としてゼロ歳児が15万1,620円、それから1、2歳児が8万9,510円、3歳児が4万2,950円、4歳児以上が3万6,740円。これも定数、定員によって差がございしますが、それからその地域によって採暖、暖房費ですね、そういったもの、あるいは寒冷地加算であるとか、事務職員の加算、主任保育士の加算、そういった基準がありまして、年間の運営費としての金額が出まして……

〔「国、2分の1」と言う人あり〕

荻原子ども課長 国が2分の1ですね。失礼しました。その基準金額に対して国が2分の1のというようなことで、市が4分の1になります。

失礼しました。その基準額から保育料、それが交付されますので、保育料も市のほうの財源として充てられます。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 そういう形でいろいろ市からも出ているんですけども、その中で運営に対してのチェックというか、こういう機能というのはどんな形になっているのか。特にさっき言った無認可保育園なんかのチェックというのはどういう形でやっているのか。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 これは今、県のほうで毎年定期的に指導監査というのがありまして、仕事のそこに立ち合います、実際の保育の内容あるいは書類上の件ということですね、その施設の基準とか、そういった件とあわせてチェックを行っております。

無認可保育園ほうにつきましては22年度から市のほうに認可事務が来ますので、今度は市が直接行うことになります。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 そういうところで問題が、今まで何か起きましたか。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 ほとんど県からの指導はその場合で口頭であったり、あるいは文書での指導がありまして、ほとんどのものはその後、改善計画なり、改善したというような報告があります。ただ一部で何度か同じような指摘を受けたにもかかわらず、改善が見られないところも一部にはございます。

山本委員長 ほかに。

菊地委員。

菊地委員 53ページの母子福祉費の中の交付金、母子家庭高等技能訓練促進費等給付とありますけれども、この内容はどのような内容で、また期間的にどれぐらいの期間をやるのかということ、それから塩原幼稚園の111ページ、備品購入費の

機械器具費の中のAED、除細動器、これ等と書いてあるので、ほかのやつも、きっと購入するんじゃないかと思えますけれども、この場合のAEDというのは幾らと見ているのか。

ちょっとその2点だけ。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 幼稚園の備品のほうからお話しますが、1台分で18万9,000円を見込んでおります。これは保育園の単価と同じ中身です。

それから53ページの母子家庭高等技能訓練促進費ですけれども、これにつきましては母子家庭の自立支援というのが目的でございまして、就労するために専門的な資格を取得して、その就労の手助けをするというようなことで、その資格習得のためのカリキュラムを2年以上、行政機関等で就業する場合、その期間の生活援助するための給付金ということでございます。それで、修業の期間が最高3年までになっています。

金額ですけれども、市民税の非課税世帯につきましては月額14万1,000円、課税世帯にありましては7万500円ということで、これが最高3年までというような形で、それからもう一つその中に就学支援終了一時金ということで、修業期間が終わったときに、市民税非課税世帯に対しては5万円、課税世帯に対しては2万5,000円を支給するというようなのが主な中身でございます。これに対して4分の3の国庫補助がでございます。

あと研修資格なんですけれども、こういった資格があるかということなんです、看護師又は准看護師ですね。それから介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士が対象の資格となっております。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 ちょっと1点だけ、すみません。

この除細動器ですか、これ18万9,000円と見て、

保育園と同じだというんですけども、保育園は15台入れるということによろしいですか。

荻原子ども課長 公立の保育園15台、全部入れる予定でございます。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 この除細動器の保育園の15台分のAEDは238万5,000円と聞いたんですけども、これは間違っているの。違いますか、幾らですか。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 283万5,000円です。

菊地委員 はい、わかりました。

荻原子ども課長 先ほど説明が間違っていたんです。すみません、申しわけございません。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 238万5,000円と聞いたものだから、計算したら15万幾らになって、18万幾らにならないんだよね。だから今ちょっと確認したんです。

以上です。

荻原子ども課長 すみませんでした。失礼しました。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 今そのところをまさに聞こうとしていたんですよ。4,000円ほど差額があったものから。除細動器に関しては一括で購入したほうが安いんだというのは、前回の教育の学校の関係でもそう言われていたので、一緒にあれしたんだなという感じで納得しました。

ページ51ページの、参考にお聞きをしたいんですが、子育て助成事業支給指定ごみ袋ですね、昨年から市独自で事業を開始したわけでありませけれども、その際にもやはり2歳児以下ではおむつが取れないんじゃないかというような指摘を3人の議員さんが、同じ全協の中で質問をしたんですが、これ1年たってみて、やはり窓口で受け取り

にきた親御さんの意見としては、こういう部分は出なかったんでしょうか、支給に当たって。3歳までじゃないんでしょうかとか、そういうような。山本委員長 課長。

荻原子ども課長 窓口では若干そういう声も聞かれたということです。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 確かに身近に保育園なんかもいろいろかわりがあるものですから、いろいろ見てみるとやはり2歳児でおむつが取れるというのは余程の子じゃないと、3歳児のなれば今度4歳児でというのはなかなか個人差になってきますけれども、その辺もし今後、そういう意見が多いようでしたら検討してもらえればという意見を添えて質問を終わらせていただきます。いいです。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、次に討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、これで討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに  
ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第13号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

大変ありがとうございました。

〔その他〕

山本委員長 次に次第にはございませんが、子ども課所管から何か、その他ということでございませ

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 昨年11月19日の全員協議会におきまして、ご説明したゆたか保育園の認可に関してですけれども、これまで移管先の事業者の公募をしまして、選定作業を進めてまいりました。現在、移管先事業者を選定しましたので、その件につきまして今度19日ですか、全員協議会がございますので、その場でご説明申し上げたいと思っております。

応募事業者公募の結果、3事業者ございまして、学校法人あけぼの学園、あけぼの幼稚園ですね、社会福祉法人那須若葉会、これはひばりヶ丘保育園です。それから学校法人黒磯幼稚園、これは黒磯幼稚園ですね。この3事業者の応募がございまして、選定した結果、学校法人あけぼの学園が選定されたというような感じでございます。

運営主体としてはあけぼの学園そのものが運営主体になるわけではなくて、新たに社会福祉法人を設立することになっていまして、そこが運営主体というような形になります。今後のスケジュールですけれども22年度1年間を引き継ぎ期間ということに定めまして、23年4月1日から私立のゆたか保育園が運営開始になるというふうな形で現在進めております。

以上です。

山本委員長 一応今月ということですが、何かございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 まさに今、私のほうのその他で、それを聞こうと思っていたところ、ひばりヶ丘でなくて、あけぼののほうになるということですよ。これは前回の説明では10年間、土地に関しては無償ですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員 その10年以降は、できれば買い上げて

いただきたいという条件なんですよ。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員 わかりました。うちのほうもちょっと手を挙げたんですが、途中でおろさせていただいたというのは、その辺がちょっとネックにかかったものですから。わかりました。

山本委員長 課長。

荻原子ども課長 10年後ですね。できれば買い上げていただく。それが難しいということであれば有償での貸し付けとなってございます。

山本委員長 このほかのほうは、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様、何かその他でございませうでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで子ども課からの審査は終了いたします。

ここで、執行部交代のため暫時休憩といたします。大変ありがとうございました。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時29分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 高齢福祉課関連の審査を行います。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

最初に執行部の説明を求めます。

課長。

鮎瀬高齢福祉課長（議案第13号について説明。）

山本委員長 それでは説明が終わりましたので、委員の皆様から、質疑、ご意見等をお受けいたします。

眞壁委員。

眞壁委員 48ページで創作館の解体工事なんですが、これ高林ですよね。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 高林にある高齢者創作館、昨年で条例を廃したというような内容です。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 跡地とかの利用というのは、これは考えていますか。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 昔あそこに高林の支所があって、その後に森林組合が入って、その駐車場等になるのかなど。市有地なるんですけれども、特別何をつくるということは考えておりません。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 敬老事業のほうの関係なんですけど、祝い金とか記念品、年々これ増加している、人がふえるということでありますが、今後こういう多分増加傾向がずっと続くわけなんですけど、今後どのように考えているか。これ1点。

あと、敬老会の運営費も出ていると思うんですけど、この運営費についてはバラバラなんだと思うんですけど、どういう形で補助しているのか、人に計上しているのか、それとも自治会というか、そういうところに補助しているのか、その辺。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 この祝い金、確かに去年と比べると77歳の方が10人ほど、それから88歳の方が

80人、100歳の方も何人か、それで現在高齢化率なんですけれども、大体19%の後半で、大体5人に1人の方が高齢者の方。これが今団塊の世代、私今団塊の世代の最後なんですけれども、私が平成27年に65歳になるんです。そのときには高齢化率が一応うちのほうの推計でも大体24.7ぐらいまで行くのかなど。4人に1人です。私が後、それから10年たったら75歳、そこが平成37年ですね、そういうふうには、ちょっと今推計はしてはいたんですけども、これはやはりふえていくというのは。

そういった意味ではこれについても先ほど報奨金のほうで説明させていただいたんですけども、高齢者福祉事業に関する懇談会をやるということ、これについては、いわゆる介護保険外の在宅サービスについてということで、これ敬老会も含めてちょっと皆様のご意見を聞いて検討させていただきたいというようなことがあります。

したがって、敬老会については、それでよく市民の方からも75歳でどうなのというようなことを僕は。それから祝い金に関しても平均寿命が男79で、女の方が、めでたいことなんですけれども84歳。77歳についてはできないかなど。その辺でお祝いすることは非常にいいことで、本当に見習いたいなという感じで、目指したいなとも思うんですけども、それも含めてこんな会議で意見を聞きながら、一応1年かけて意見を聞いてまとめて、2年目にできることはやる。その翌年に一応条例改正したい。毎年かけて見直したいというふうな、そういった思いがあるというようなことで、その中で検討させていただくというようなことでございます。

もう1点目、敬老会の運営補助なんですけれども、今これは人数1人について幾らというふうなことで、1人頭2,000円の補助ということで、こ

れについては申請していただいて、そして検討させていただくというような形をとってございます。

以上でございます。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 49ページのグループホームと小規模多機能型の建設の補助金の関係であります。これについて一応基準とか、そういうものはあればお聞きしますが。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 グループホームと小規模多機能につきましては、基本的には特別養護老人ホームをつくる場合には、社会福祉法人でなくてはだめだよというふうにはなっているんです。これについてはグループホームと小規模多機能については営利法人であっても参入できるというふうなことで、特別基準というのはございません。

眞壁委員 補助金を出す基準といえますか。

鮎瀬高齢福祉課長 これは補助金につきましては、いわゆる地域密着型サービスを1カ所つくる、ですから、例えば小規模多機能型居宅介護事業所については、いわゆる公表単価が2,625万円というふうなことになってございます。グループホームについても同じ単価でございます。これがいわゆる基準単価というふうなことでございます。

それと、去年までは一応1カ所1,500万円だったんですけども、今回は国のほうから、緊急整備というふうな絡みがありますので、1,500万の1.75倍、これが2,625万なんです。これを出すというふうなことで、うちのほうで1件受け入れまして、その金額をいわゆる整備した事業所のほうに交付するという形になってございます。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等がございますでしょうか。

ないですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、これで終わりにして、討論を許します。討論ございませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにこと異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第13号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 続きまして、議案第17号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鮎瀬高齢福祉課長 (議案第17号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。この時計で2時10分に再開いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を

再開いたします。

説明が終わりましたので、委員の皆様、質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

眞壁委員。

眞壁委員 介護保険については、きょうちょっと読売新聞を見ていたら、ちょうど10年間、始まってから。いろいろな問題があるんですけども、まず、この10年で介護費用というか、これが3倍ぐらいになっているのかなと思っております。今そういう形の中で、今後の介護の、これちょっと難しいかもしれないですよ、部長にお答えいただきたいと思います。今後どんな形になっていくのかという、ちょっと情景的、考えがあればお伺いしたい。

もう一点が第4期の介護保険の事業計画に何か、23年度まで進んでいると思うんですけども、この辺の関係の進捗状況とか、2点お願いします。

平山保健福祉部長 非常に難しい、今質問されて、介護保険10年間行きましたが、以前は例えば特別養護老人ホーム等につきましては処置制度という制度がありまして、行政処分ということで、やってたんですね。それが今度保険制度が変わって、やってきたわけですけども、みんな保険料を出し合って支えましょうということで、国も金を出すとということでやったんですけども、なかなか最初のうちは定着しなかったというのが実態だと思いますが、そういう意味では定着はしていると思います。かなり介護サービスを使っているという意味では定着はしていると思います。

ただ、一方では高齢者が今65歳では2万二、三千人が那須塩原市でいますので、先ほど高齢福祉課長のほうが言ったように、間もなくすると団塊世代に入ってきますので、相当な高齢化率になって75歳以上は物すごい人数になってくるということとを踏まえすと、このまま介護保険制度があと

10年後にどうなるのかというのは、ちょっと私も想像ができないくらいの数字になってくるんじゃないかなという気がしますが、ただ一方では元気老人というか、そういった元気老人対策をしながらなるべくその介護も、あるいは病院にも余りかからなくても済むというような、確かに一番いいわけですから、そういったものも、施策も進めながらやっていくしかないというふうに思っています。ただ、相当先までは私のほうでも何とも言えません。

第4期の計画の関係は課長から。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 一番のあれは給付関係なんですけれども、先ほど説明したとおり約3%を全国的にふえているという、給費の話。これについては順調に進んでいるのかなというふうに考えています。

それともう一点、介護サービスの基盤整備なんですね。これは総量規制とあって、当然それ計画の中で、こんだけだよといった形で規制するという内容なんですけれども、第4期の計画では地域密着型のサービスの整備というふうなことで、平成22年度なんですけれども、平成21年度については基盤整備は行わないと。計画では平成22年度に認知症対応型共同生活介護、これが2カ所、それから小規模多機能型居宅介護、これが3カ所をやりたいというふうなことで、合わせると5カ所になるんですけども、これを考えています。

実際この当初予算で計上させていただいたんですけども、実質的に認知症生活共同介護が1カ所、小規模多機能が2カ所ということで、グループホームそれから小規模多機能型1カ所ずつ、これ整備が22年度はできないというんですね。ちょっと今の事務費としてはできないということなんで、これについては平成23年度に整備したいとい

うようなこと、あわせて考えたいなというふうに考えています。

そういった意味で平成23年度については同じく認知症生活共同介護が2カ所、それから小規模多機能居宅介護が2カ所、この4カ所を地域密着型、平成23年でやりたいということなんですけども、22年度整備ができないので、それぞれ1カ所ずつ、23年度に延ばして、再度整備したいという形で考えております。そういった意味で計画上では平成23年度にグループホームもそれから小規模多機能も2、2ですけれども、3、3でやりたいというふうに考えてございます。

それともう一点目、平成23年度に地域密着型の特別養護老人ホーム、これをつくりたいというふうに考えております。これについては地域密着型ということなんで、広域型は50人とか60人ということなんですけれども、これは29人という、これを2カ所やるというふうに考えてございます。それについては22年度中に、その準備を進めていくというふうに考えてございます。そういった意味では、この3期中に今期末には進めたいというふうな形で推進したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

平山保健福祉部長 地域密着型の特養は塩原市の方だけが使うということですから、よそから入ってこないという。

山本委員長 が、29人が……

平山保健福祉部長 29人の2カ所で58人分。第4期計画上で整備するんですが、第5期からオープンになりますから、保険料的には第5期から反映になるんですね。23年度に整備できて、24年4月以降オープンになりますので、保険料にいわゆる何というんですか、開設していないものですから、まだ、第4期中は、だから開設は第5期から開設

になります。整備は第2期というふうになります。

特養を整備しますと、保険料が上がってくるんです、やはりどうしても。介護報酬がぐーんとかかります。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 今特養の関係は地区的にはどの辺に関係あるの。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 地域密着に関してははそれぞれ生活圏を指定して、西那須野地区とかは高林地区になるんですね。これ特養に関しては那須塩原市内全域、これを対象にするということで、どこであっても設置場所についてはうちのほうでは規制しないというふうに存じ上げます。

ただ昔のいわゆる特別養護老人ホームは山のの上のあさってほうにありますから。これは地域の方と密接な濃密な関係をつくるというのが前提なので、一応そういうことで、50戸連担ということでも50メートルに50戸の建物があるということが前提になる。町の中につくっていただいて、何かあったときには消防関係でも何でも地域の方に助けていただきながら、いろいろ消防活動ができればいいとか、それは極端な話になってしまうんですけれども、そういうようなことも踏まえて地域の中で仲よく、それで自分の家みたく、生活していただくというのが今の流れ、これは一番大事なことだと思います。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

菊地委員。

菊地委員 これはちょっと159ページの権利擁護事業費の補助金のことなんですけれども、高齢者虐待防止会議、出席者謝礼がよくわからない、意味が。出席者謝礼というの。

2項3目権利擁護事業費、高齢者虐待防止会議出席者謝礼。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 これは地域支援事業の中の大きな項目として、いわゆる高齢者の方の認知症の方のためで、その中で、当然これケース別に、例えば虐待等が出てきたときに、当然その方にとって、どんなことが必要かというふうなことで、それぞれの担当者が集まる、例えば保健師さんとか、専門家ですね、保健師さんとか、それから必要に応じて県北健康福祉センターの保健師さんとか、それからあと、地域包括支援センターの社会福祉士の方とか、それから当然市のほうの担当者も入ります。それとあと、ケースごとの担当者された主治医の方等も入ってきて、どうするか、そんなことも検討する内容は、そういったような会議をいわゆるケースカンファレンスになるんですけども、それに対しての主治医の方の出席者の謝礼、同じケース主治医の方の報償費というんですか、そういった方ですね、ドクターの方の出席というようなことで、計上させていただいたというふうなことでございます。これについては一応お一人分で、お金を見込んだというふうな形なんです。

以上でございます。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 これ、お医者さんの謝礼ということ、なんですか、

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 はい、そうです。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 こういふ場合の謝礼って、こういふ……

これはずっとあれですか。じゃ、これは前からあったんでしょから、前年もこういう形で出ている。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 前年同額ということで、報償

費ということで計上されております。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 報償費はわかるんですけども、その内容。高齢者虐待防止会議出席者謝礼、これで前年も出てたんですかということを知っているんです。

山本委員長 課長。

鮎瀬高齢福祉課長 そのとおりですけども、実際にドクターも招いて、ケースカンファレンスはしなかったものですから、出席はゼロになると思います。

山本委員長 部長。

平山保健福祉部長 虐待を受けている方の高齢者の主治医からの、会議に出でただいて、この状況を聞くということで、だから21年度は今のところはないというんですね。そういう状況はなかったということになりますね。

菊地委員 わかりました。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、これで終了いたし、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第17号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第17号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 那須塩原市シニアセンター条例の一部を改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鮎瀬高齢福祉課長（議案第32号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございますか。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので、これで質疑、ご意見等は終了いたします。

討論を許します。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第32号 那須塩原市シニアセンター条例の一部を改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第35号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

大変ありがとうございました。

〔その他〕

山本委員長 次第にはございませんが、高齢福祉課所管から何か、その他ということでございますでしょうか。

〔「特別ございません。」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、高齢福祉課長の鮎瀬さん、今年でご退職ということでございますので、ここで一言ごあいさつをお願いいたします。

鮎瀬高齢福祉課長（挨拶。）

山本委員長 委員の皆様、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで高齢福祉課関係の委員会審査を終了いたします。

ありがとうございました。

ここで、執行部交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 保健課関連の審査を行います。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

最初に執行部の説明を求めます。

課長。

斎藤保健課長（議案第13号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等、ないようですので、これで終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、議案第13号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、次に、議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

はい。

齋藤保健課長 説明を求めます。

課長。

荻原子ども課長 (議案第14号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。10分後に再開いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時16分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

松田委員。

松田委員 。

平山保健福祉部長 。

松田委員 。

山本委員長 。

齋藤保健課長 。

平山保健福祉部長 その絡みですが、高久議員の一般質問のときにも何度か言っているんですが、

もともと国保というのは社会保険に加入しない自営業者の方ですとか、農業とか、商売をやっている方ですとか、お医者さんとか、自営業者を対象にしているんですね。今でもそうなんですけど、ただ現状はどうかというと、無職無収入の人も入っている。要する社会保険に入っていない人は基本的に全部国保なんですよ。そんなような状況で財政基盤的にはものすごく脆弱になってしまったんですね。ほとんど保険料が入らない人が、入っているというふうな状況になっていまして、このままいくと、国保という制度そのものは破綻してしまうのではないかとというような危惧をされていまして、例えば市町村、今保険者というのは市町村単位なんです。県単位で保険者を結ぶとか、後期高齢者医療も含めて立体的にやるかというか、今国のほうで検討するということになっていると思いますが、全体的には現状のままでいくと、何しろ収入のない人が多いというのが現状ですから、社会保険を離脱した人は国保に入らないと、医療保険に入れない、どこかに入りますんで、そんなような現状でちょっと、国での収入という財政面で、今は非常に厳しいという状況になっています。以上です。

山本委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

山本委員長 ほかに。

松田委員。

松田委員 高額医療制度なんですけれども、あれは何年間か申請しないと、だめになってしまうという、時効というのはあるんですか、あれは。

何年。

齋藤保健課長 2年でしょうか。

松田委員 2年前に申請だけしておけば、それが3年後、もしなかった場合には払っていただける。申請だけしておけば大丈夫だということですか。

平山保健福祉部長 高額医療費というのは、例えば今言った心臓疾患等で500万とか1,000万かかる場合があるんですね。保険適用で3割負担だといっても、相当な金額を1回払わなければいけない。それを最低金額を超した部分が戻ってくるものですから、費用負担が生じてから申請が来る。申請すればそんなには時間がかからないで戻ってくる。その何年後がかわからないです。

山本委員長 課長。

齋藤保健課長 あと個人の高額医療ということで、月で一定額を超えた場合についてはそれ以上かからないで、あとは戻るといって高額医療の給付があるんですが、それについてはレセプトを上げた段階で自動的に計算されますので、それについては後で、2カ月ぐらいかかりますけれども、自動的に戻る。

松田委員 わかりました。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。  
東泉委員。

東泉委員 今、課長のほうから最高1,000万高額医療費、被保険者がかかるお話がありましたけれども、今まで過去に1人で年間年額かかった金額というのはどのぐらいあったものなんでしょうか。

山本委員長 課長。

齋藤保健課長 最近見たのではそれ1,000万ぐらいのものです。大体。

東泉委員 それがお話があったような心臓関係とか。

齋藤保健課長 心臓関係ですか、大体そうですね。

山本委員長 ほかにございますか。

齋藤(寿)委員。

齋藤(寿)委員 じゃ、先ほど説明があった132ページの特別調整交付金の319万8,000円なんですけど、これはどのような方法で周知していくんでしょうか。

齋藤保健課長 財政調整交付金の……

齋藤(寿)委員 そうです。その2項1目の特別調整交付金、これメタボ対策ですよ。これを受診を促すという意味合いの予算というか、歳入予算ですよ。それはどのようにして周知、すべてをするのかというのかということです。

山本委員長 課長。

齋藤保健課長 一応ダイレクトメールで受診していない方、対象者を把握しておりますので、そういった方について受診を勧奨したり、それから各種健診の場所でもPRといったことでやっています。

山本委員長 齋藤(寿)委員。

齋藤(寿)委員 それでは、このメタボ健診の対象者、数と受診を受けてないという、ダイレクトメールをさらに出すという人数をお聞かせ願いたいというふうに。

山本委員長 課長。

齋藤保健課長 ちょっと調べて。

山本委員長 ほかに、質疑、ご意見等。

眞壁委員。

眞壁委員 今のところの財政調整交付金ですが、の中の普通調整交付金、今回1億1,000万円ぐらいふえているんですけども、これに関して、先ほどちょっと説明を聞いたんですが、これを納得いかなかったというか、わからなかったのもう一度ちょっとどういう形で増加になっているのか、お願いしたいと思います。

山本委員長 課長。

齋藤保健課長 これについては国庫支出金なんですけど、各市町村間、国内の市町村間の国民健康保険の高齢者の率とか、それから所得の差ですね、そういったもので下がると、そういう不均衡を是正するために交付されるということで、医療給付費の100分の9程度が国庫負担される場所なんです。100分の9ぴったりじゃなくて、程度と

いうことで、若干そんなんでも医療調整率が入ってくるということなんです、そういうことで金額も多いものですから、多少ずれるということでございます。

それから税収の収納率が84%を下回ると減額措置をされるという、ペナルティといいますか、ところもありますので、若干、国のそういった裁量といいますか、そういったものもちょっとかかってくるので若干減ったものです。

眞壁委員 今回、これ減っているんですか。

齋藤保健課長 ふえています。

眞壁委員 ふえていますね。1億1,000万ぐらい。

齋藤保健課長 増加ですね。

眞壁委員 増加ですよ。

齋藤保健課長 ええ。

眞壁委員 要は財政がかなり厳しいところに、国がそこにお金を補てんしてくれるというような意味合いですかね、これは、そうすると。市町村間を見て。そんなイメージで。

齋藤保健課長 そうですね、はい。

山本委員長 ほかにございますか。

課長。

齋藤保健課長 先ほどの委員の質問に対しましてなんですが、齋藤委員からの。特定健診の対象者が2万4,543人です。受診したのは35.9%。これは22年1月付でございます。1万5,000人の方に通知を差し上げる。

以上です。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、討論はないようですので討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第14号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第14号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 続きまして、次に議案第15号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

齋藤保健課長 (議案第15号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等、質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等はこれで終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論もないようですので、討論を終了いたします。

では、採決いたします。

議案第15号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第15号は全員異議な

く可決すべきものと決しました。

議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 続きまして、次に議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。  
課長。

齋藤保健課長 (議案第16号について説明。)

山本委員長 それでは説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございますでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 後期高齢者医療制度につきましては国のほうでもいろいろ今言われていて、そういう国からの説明的なものは何か来ているかどうか。

山本委員長 課長。

齋藤保健課長 現在流れています国のほうでやっています検討会議、それについてのものが流れてくるということですが、正式なものではなくて、現在の進みぐあいということです。国のほうは22年中、今年中に方向性を決めて、22年度末に法制化をして、準備期間をして、25年度か新しい制度に変わるということですが、今のところまだはっきりしたものは出ておりません。ただ年齢で分けするものはやめるという話が出ておりますとともに、国民健康保険の広域化する、県レベルに広域化するといったものと並行した形で論議が進められているようですので、その辺が一体化するものなのかなという感じは持っているんですが、具体的なものについては、まだこれからという内容です。

以上です。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので、これで終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第16号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第16号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

ありがとうございます。

〔その他〕

それでは、次第にはございませんが、保険課所管から何か。

課長。

平山保健福祉部長 2月18日に議員全員協議会のおりに、年金の損害賠償事件、その当日に判決が出たものですから、速報というか、こういうことで一部敗訴という判決が出たというお話をしたんですが、その結果につきまして19日の議員全員協議会で市長のほうから報告をさせていただきますけれども、結論的に言いますと、上告をしないということで、これ国のほうに委任をしているところもあったんですが、国のほうでもしないということで、相手方も上告をしないということで結審をしましたものですから、ご報告だけさせていただきます。

山本委員長 ほかに何かございますか。

それでは、ほかになければ、これで保健福祉部の審査をすべて終了いたします。

本日の審査を終了し、散会いたします。明日午前10時から再開いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 3時41分